



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	個人情報の刑法的保護の可能性と限界について [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	佐藤, 結美
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11183号
Issue Date	2014-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/55423
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Yumi_Sato_abstract.pdf, 「論文内容の要旨」



学 位 論 文 題 名

個人情報の刑罰的保護の可能性と限界について

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

本論文では、個人情報そのものを刑法における保護法益として位置付けることを前提に、個人情報の不正収集などの侵害行為に対する妥当な刑罰のあり方を検討した。第1章では、従来の刑法解釈において、有体物に化体されている情報を窃盗罪や横領罪などの財産犯の枠組で保護する試みがなされてきたが、個人情報そのものを保護客体と解することには困難があったということを述べた。

第2章では、現行法の枠組において、個人情報がどの程度保護されているのかということを確認した。秘密漏示罪等の規定によって、個人情報は幅広く保護されているように見えるが、守秘義務者から秘密を漏らされた非守秘義務者が秘密を漏らしたとしても犯罪は成立せず、処罰の間隙がある。そして、現行の個人情報保護法では、個人情報取扱者には情報保護のための様々な義務が課されているものの、個人情報の不正収集や無権限者への提供などの行為は直接の処罰対象とはなっておらず、主務大臣の命令に違反して初めて刑罰を科されるという間接罰方式が採られている。しかし、個人情報には氏名・住所・生年月日などの基本的な情報から、年収・信用情報・健康状態といった機密性の高い情報まで幅広く含まれており、「主務大臣の命令に対する違反」の内容も様々である。このように、現行の個人情報保護法における罰則規定は、個人情報の性質や重要性、情報に対する侵害の程度などを考慮することなく、「主務大臣の命令に対する違反」という包括的・抽象的な行為を広く薄く処罰対象としているので、重要な情報に対する重大な侵害行為も、それほど機密性の高くない情報に対する比較的軽微な侵害も同様に扱われ得るという点で、均衡を失っている。したがって、本論文では、侵害行為に対する直接罰の可能性も視野に入れつつ、情報の重要性や侵害行為態様に応じた妥当な刑罰規定を設けることを試みた。

第3章・第4章・第5章では、比較対象として、イギリス・フランス・ドイツにおける個人情報保護法について検討を行った。これら三国では、個人情報の不正収集などの侵害行為を直接的に処罰する規定が複数設けられており、個人情報の中でも特に機密性が高い人種・宗教・健康状態などに関する「センシティブ情報」を他の一般的な情報と区別すると同時に、個人情報の取り扱いを監督する独立した専門の第三者機関が置かれている。そして、これら三国では、情報の不正な取り扱いに対して刑罰よりも、むしろそれぞれの第三者機関による助言や命令、非刑罰的金銭制裁が多く用いられていることから、刑罰の謙抑性が結果的に担保されているという点で共通している。その背景には、裁判所に比して、第三者機関は情報保護について専門性を有しているので、個人情報取扱業務を行う者は第三者機関の監督に対して協力的であることが指摘されている。

第6章では、第5章までで得られた知見により、日本法における妥当な個人情報保護のあり方について考察した。上記三国のように、日本においても専門的な独立第三者機関を設けることにより、刑罰規定を特に悪質な行為態様のものに限定し、刑罰の謙抑性を担保することができるの

ではないかとの問題意識に基づき、共通番号法における特定個人情報保護委員会を参考にしつつ、非刑罰的金銭制裁を科す権限を付与された個人情報一般に対する独立監督機関を設けることを提唱する。

続いて、刑罰規定のあり方についても検討を行った。上記三国では、個人情報の不正収集や売却などの幅広い行為を処罰対象としているものの、実際に刑罰が発動されることは少ない。しかし、刑罰規定が存在すること自体が脅威となり得るので、刑罰の謙抑性を名実ともに担保するには、特に重大な行為のみを処罰対象とするのが妥当である。そこで、本論文では、個人情報が法的保護の対象となる根拠に基づき、個人情報を2種類に分ける。

まず、個人情報はプライバシーの一種として、憲法の領域において保護され得るので、刑法における保護法益としても位置づけられる。個人情報は「自己情報コントロール権」として保護されるという有力な憲法学説が存在するが、そもそも情報の流通は個人がコントロールできるものではなく、情報が他者に探知されたとしても情報が自己から失われるものではないという点で、財物とは異なるので、自己情報コントロール権説に与することはできない。一方、プライバシーと名誉を正確に区別するために、プライバシーを「社会的評価からの自由」として位置づける見解が主張されており、本論文ではこのようなプライバシー理解に立脚する。以上より、刑罰的保護の対象となる個人情報は、第一に、経済状態・健康状態・前科前歴といった「社会的評価」を左右し得る性質の情報である。このような情報は、本人の同意を得ずに収集、漏洩、開示、売買、欺罔による収集といった行為をすること自体が犯罪を構成する。

次に、氏名・住所・生年月日といった、それ自体では「社会的評価」を左右しない基本的な個人情報であっても、不当な取り扱いによって、個人の生活に不当な介入・干渉が行われることがある。したがって、このような基本的な個人情報の場合は、望まない電話やメールが頻繁に送られたり、架空請求の対象とされたりといった、実際に個人の生活に不利益が生じるという結果が発生して初めて刑罰による保護の対象となる。

このように、刑法の保護客体となる個人情報は2種類に分けられ、情報の性質に応じて客観的要件も異なる。そこで、犯罪の主観的要件も問題となるが、日本の刑法において過失行為を処罰対象とするのは過失致死傷罪や失火罪などの、生命や身体に対する犯罪に限定され、情報侵害行為と同様に「精神的な自由」に対する犯罪として位置づけられる名誉毀損罪や秘密漏示罪が故意行為のみを処罰対象としていることに鑑みれば、個人情報の侵害の罪も故意行為に限定するのが妥当である。

続いて、刑罰と非刑罰的金銭制裁の関係が問題となる。本論文では、故意行為には非刑罰的金銭制裁や主務大臣の命令等を介さず直ちに刑罰が科される一方で、過失行為は専ら第三者機関による非刑罰的金銭制裁の対象になると解する。刑罰と金銭制裁を併科しないことにより、「二重処罰」の問題や両者の金額の均衡などの問題を回避することができる。そして、本論文では、現行の個人情報保護法における「主務大臣の命令に対する違反」という包括的・抽象的な間接罰規定に替えて、故意の情報侵害行為を具体的に列挙した前述の規定を設けることにより、刑罰の明確性を担保する。

第7章では、本論文の法益論と規制論によれば、刑罰の謙抑性と法益保護のバランスを取りながら、「過剰反応」も個人情報侵害の深刻化も回避することができるということを述べた。

以上により、本論文は日本の個人情報保護法制における従来の問題点を明らかにしつつ、新しい提言をするものである。